

資料 27-1 (午後)	平成 29 年 3 月 15 日 (水)
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課	

グループホーム運営費補助の拡充について

平成 29 年 6 月から、現行制度を拡充し、県並みの補助基準額に引き上げる。

	現行	拡充後
補助対象者	千葉市の支給決定を受けた障害者が入居するグループホーム運営事業者（ <u>市外・県外含む</u> ）	千葉市の支給決定を受けた障害者が入居するグループホーム運営事業者（ <u>市外含む・県外含まない</u> ）
補助対象住居	<u>制約なし</u>	<u>定員 6 名以下の住居</u>
対象経費	グループホームの運営に要する経費（入居者の負担する家賃、食費、光熱水費及び共益費等を除く。）	変更なし
補助基準額 （1 人あたり）	<u>73,000 円（一律）</u>	共同生活援助の <u>世話人配置、定員、入居者の障害支援区分によって 60,000 円～215,000 円（詳細は別紙）</u>
補助額	補助基準額と訓練等給付費（ <u>福祉・介護職員処遇改善加算又は福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く</u> ）との差額	補助基準額と訓練等給付費（ <u>共同生活援助サービス費、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算のみ</u> ）との差額
その他		・ 個人単位での居宅介護等利用者の補助額算定にあたっての訓練等給付費は、通常の報酬単価に換算。 ・ 外部サービス利用型事業所の補助額算定にあたっての訓練等給付費は、受託居宅介護サービス費を含めた額。 ・ 減算適用事業所の補助額算定にあたっての訓練等給付費は、減算前の報酬単価に換算。